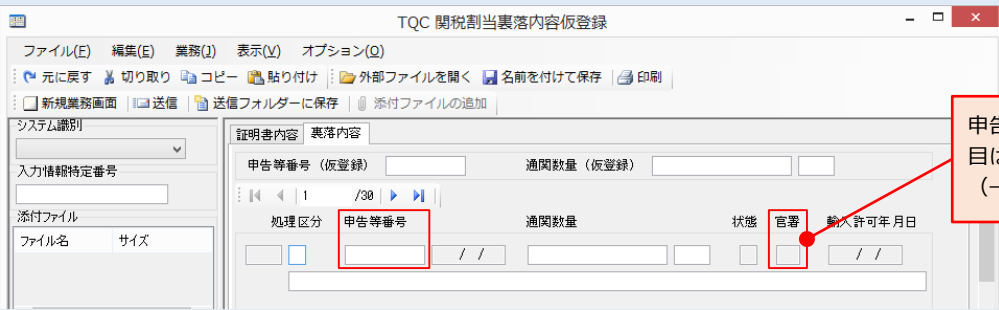
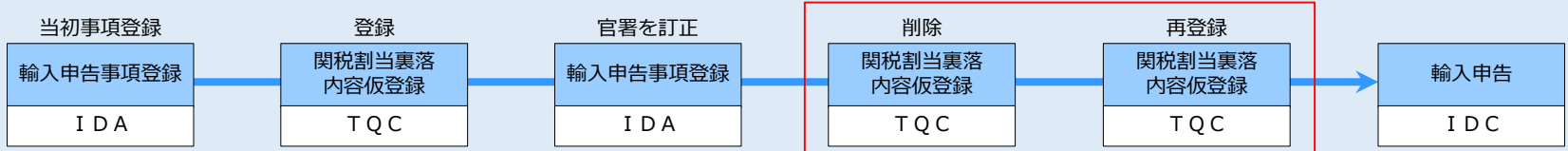


# 申告前に「申告官署」欄を変更した場合の関税割当裏落内容仮登録情報の「官署」欄の上書き機能の追加

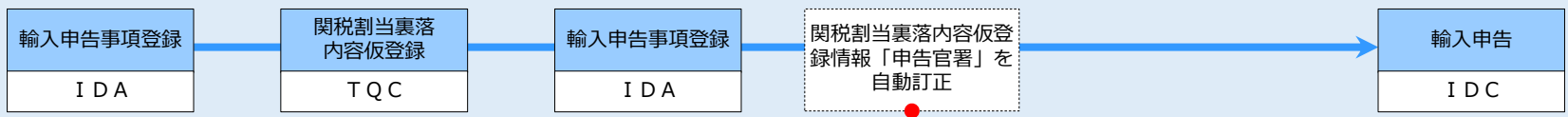
IDA業務において、「あて先官署」または「特例申告あて先官署」を変更することで、「関税割当裏落内容仮登録（TQC）」業務の「申告官署」を上書き修正する。  
また、「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務において、特例申告（申告等種別コードT/V）の場合に「特例申告あて先官署」を変更すると、関税割当裏落内容仮登録情報の「申告官署」を上書き更新する。

仕様変更前



申告官署欄は入力項目ではない（輸入申告情報から引用される）。当該項目は訂正できないため、削除後、同一内容を再登録を行う必要がある。（→それにより、訂正後の官署が反映される）

仕様変更後



仕様変更後は、申告官署を変えるためだけにTQC業務を実施する必要はなくなる。